

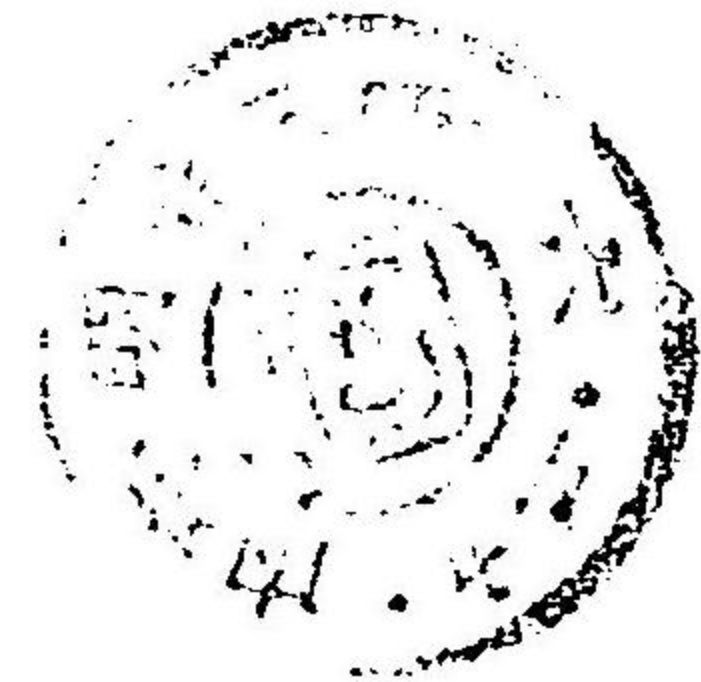
中
志
如
公
子
孫

特45

757



常志子 580550



布衣のまこと

目次

警塚の由來

小著の由來

警塚ノ由來序

五十日足彦命山陵ハ。越ノ蒲原郡。五十嵐川ノ水源ニアリ。陵形。鳥ノ翼ヲ張ルガ如ク。世人呼デ舞鶴ノ岡ト云フ。陵土。今ニ石斧石劍及ビ石磬ヲ出ス。盖シ畚鍤。陵ヲ興スノ際。瓦礫ニ混シテ陵傍ニ散ゼルモノナラン。夫レ。命ハ。垂仁帝ノ第八皇子ニシテ。山背菟幡戸邊ノ生ミ給フ所ナリ。帝即位ノ三十五年。諸國ニ令シ。池溝ヲ開キ農ヲ以テ事トナサシム。時ニ北越ノ地。水流汎濫。滔々タル一大沼水ヲナシ。民住食ニ安ンズル能ハザル也。是ニ於テ乎。帝皇子ヲ以テ之ガ安民開拓ノ任ニ當ラシム。命即チ從臣ト共ニ本州ニ下リ給ヒ。榛莽ヲ剪リ。巖谷ヲ鑿チ。沼水ヲ

疏通シテ腴田トナス。民ニ教ユルニ稼穡ノ道ヲ以テシ。或ハ漁獵ノ法ヲ教ヘ給フ。景行帝ノ御宇。命ヲ以テ越ノ君トナシ給ヘリ。後終ニ茲土ニ薨御セラレ。宮澤ノ高岡ニ山陵ヲ築ク。民其厚德ヲ慕ヒ。御陵ヲ祭テ神トナス。社名ノ五十嵐。川名ノ五十嵐。皆命ノ御名ニ取リ。又祭染仰ク所。御供田ノ意ヲ取リテ。其地ヲ飯田ト稱スル也。然ルニ年ヲ經ル殆ンド二千年。文獻足ラズシテ之ヲ知ルモノ漸ク鮮シ。今ヤ越ノ國。沃野千里。民殷富歡樂。亦往時蕭索トシテ。斥鹵沼水ノ地タルヲ知ラザルモノ、如シ。先輩宮城翁。余ガ祖父傳平。斯事ヲ慨シ。屢々廷ニ上申陳述スル所アリト雖モ。爾來十數年ノ久シキ。未ダ何等ノ

御裁定ナシ。而シテ翁其志ヲ遂ズシテ逝ク。祖父モ亦老衰。徒ラニ憤慨涕泣スル而已。余是ヲ思フテ。悲憂ノ情止ム能ハズ。曾テ翁ノ遺サレタル警塚ノ由來ニ序シテ。之ヲ世上有道ノ君子ニ質スルト爾カ云フ。」

時ニ明治辛丑五月十五日。

後進 小柳一藏。謹序。

宮 城 三 平

功名不復怨天慳。自在亭中盡日閑。沿水無家無好地。卷簾是處是青山。雙柑斗酒人歡樂。五雨十風見笑顏。堪恨荒陵々未決。幾回銜感淚潛々。

布衣のまこと

警塚の由来

明治十四年秋。高倉宮事跡取調之義。福島縣廳の命を奉し。越後國上野國を廻る折。三條町に至り。村山鳳池齋を訪ひたるに。五十嵐川に沿ひ飯田村といふあり。是れははやく開けたる村にて。五十日足彦命山陵を五十嵐神社と祭りて。式内御神なり。同村舊名主に。小柳傳平てふ人あり。何か口碑傳説等ありぬべしとて。添書をもらひぬ。三里半程飯田村に至り。小柳氏を訪。風邪なりとて醫師來りてありぬ。添書を出して次第を述るに。高倉宮には。會津郡より八十里越なされ。頂に。御所平。御所山。御所清水。古跡あり。差つけ村を吉ヶ平といふ。此村を経て當村にも。御宿りになりしといふ傳ひあり。且つ吉ヶ平村。舊名主椿氏に。相續者にあらざれば。見るを許さずといふ系譜様のものありといふ。兼て祖父亡父より承り居りぬ。福島縣廳にて

は。他邦まで派出調べらるゝといふは。深切の至りなり。本村より吉ヶ平村までは。六里餘りあり。沿道戸長知識なり。御加勢致し可申とて。病を押して直に同道。四日間厚き周旋を以て。椿氏の系譜も見事を得たり。椿氏は乙部右衛門尉の末葉なり。戻りに小柳氏に二宿。傳説等しらべもらひぬ。未聞不見の他邦者。一通の添書にて尋ねたるに。直に同行探索に盡力被成下候。勸王の厚志。肝に銘し感泣に不堪候。是れ交を結ひし初めなり。五十日足彦命の由緒を問て。つばらに承りぬ。如斯命の由緒捨置べきにあらず。上申せらるべしといひければ。傳平氏の答に。明治七年上申。八年教部省の官吏。六村某派出検査せられぬれば。再ひ申立るに及はずといふ。予曰。教部省は廢され。宮内省の持前になれり。昨十三年冬。皇族の御墳と見受しものは。口碑傳説の有無にかゝわらず。取調繪圖面を添へ届出べし。民地たりとも掘崩すべからずと。一般へ御布達あり。又本年春。宮内省の御布達には。皇族の御墳と見受しものは。口碑傳説委しくしらべ。繪圖面を添て申出

べしとありぬ。掛りも違ひ。且兩度の布達もあり。不打置上申せらるべしといひければ。一端上申せし上は。政府の御意見にある儀にて。人民の關係すべきにあらずと云ふてうごかず。

明治十五年春。別紙の通り細々取調。新潟縣へ郵便にて上申致しぬ。何等の儀も無之候に付。伺ひぬるに。當管下南蒲原郡飯田村。五十日足彦命上申書之儀。目下取調中に候條。此旨御承知有之度候也。新潟縣令永山盛輝。宮城三平殿と御挨拶有之たり。

又秋中に相成。當管下南蒲原郡飯田村。五十日足彦命上申書之儀。其筋へ上申に及候條。此旨御承知有之度候也。新城三平殿と書面にて申來りぬ。

五十日足彦命御陵墓。明治十五年秋。宮内足立書記官。富小路侍從敬直卿。派出御検査になれり。然るに四五年経れども。何等の御沙汰も無之。傳平考ひには。先年三平氏申候通り。折々御役人もかはり。夫か爲め捨置るゝもの

と。同十九年二月中東京へ出府。旅装の儘。富小路殿訪ひまゐらせしに。御所より御退りに相ならず。御退りまで何れへ成共御差置被下度と申述候得は。迷惑成様子に相見候得共。強ひて願ひ相待居候。御所より御退りに相成候に付。御目通り致し候に。御忘れに相成たる様子に付。私は小柳傳平にて。先年御宿致し。吉ヶ平御所平迄御見送致し候と申上ければ。成程三平一同したる儀に候と仰られ。何のために出府候哉と。仰られ候に付。先年御検査相成候。命御陵墓の儀。何等の義も無御座候に付。伺ひに罷出たる旨。申述候得は。其節派出せし足立は。諸陵助に相成候間。直に問べしと被仰候。私先年御宿致し候節。出府候は。必尋ねまゐるべしとの御懇命に依り罷出候。足立殿諸陵助になられ候義は。初めて承り候。あなたより前廉足立殿へ御話被下。其上罷上り度候。御役名も遠慮致し候と申上候得は。夫は我はしらず迷惑なる義なり。係りの者に問ふべしとの義に付。夫は心得ぬ義を仰らるゝものなり。皇族御陵墓の義に付。重き御役名を蒙り。御立合に相成たる義と存

居候。しらぬとは何たる義に候哉。しからは只々御遊に御出被成候ものに候哉。皇族の御陵墓之義に付。捨置がたく自費を以て。御伺ひに罷出候。隠居か。物數奇に罷出候には無御座候。夫逆も御構ひ不被下候ならば。私覺悟致し候。宮内大臣成。天皇陛下へ成。心の儘に可致。あなたの御差圖には及び不申候。餘り情なき仰なりと。胸塞り不覺落涙。言語も絶し伏居り候。稍ありて侍從殿。小柳小柳と御呼びに付。御答申上候所。先づ々々心落つけて静にすべし。いづれにも話しを致すと。仰られ我方に宿め置度候得共。見らるゝ通り修繕中にて手狭なり。下宿案内すべし。當節府内も物騒だから。御前の身大切の身だから。夜分等出かけざるやうと仰られ。執事神長八郎をして。麴町五丁目。相模屋平助と申者の方へ。田舎より出たる人なり。大切に可取扱と被仰聞たり。毎夜執事をして慰勞せられたり。侍從殿御屋敷へ時々罷上り。毎度晝御賄ひいたゞき候。御所へ召され候日の夕。侍從殿において御料理下され候。

御菓子三度いたゞき候。中度老女持出られ。是は手をつけ残菓のやうに候へ共。殿様御毒見をなされ。御上に御上げに相成候を。直に下されたる御菓子に候間。其思召にていたゞかれ候やうに仰られ候。冥加至極の至りに候。歸國三四日前に。御料理被下候節。奥様御會釋被下。家内中御聞糺し。夫々御みやげ被下候。萬事御懇に御心配被成下候。

二月廿三日侍從殿へ伺ひ候處。來る廿六日。御所へ召され候間。本日屋敷へ來り午餉して。執事神長八郎にともなわれ候様可致と被仰聞候に付。廿六日。御屋敷へ罷出候得は。御門鑑御渡に相成。執事に隨ひ。内閣御門へ入り。官内省受付の方へ名刺を出し候處。富小路侍從殿御立出。受付人へ是は田舎の人だから心配可致と言捨て。奥へ入り給ふ。受付人丁寧に會釋せられ。判任應接の間に休息致し居候。しばらくして。洋服着たる若き人來り。小柳傳平殿。此方へ參らるべしとて導かれ。長廊下を経て廣き御殿へ出るに。諸陵頭香川敬三殿。諸陵助足立正聲殿。列座倚子へ腰をかけ居られ候所へ。富小路

侍從殿。御立合に相成候。挨拶おわりければ。足立殿 五十日足彦命何歟證據持參せられ候哉と尋に付。何も持參は致し不申。證據とは何の事に候哉と申上候得ば。書類の事に候。しからは退て書て差上可申哉と申候へは。古きものにて證據になるべき書類の事なりと仰られぬ。千七八百年も以前の儀。漢字杯の渡らぬ時代。書類のあるべき義とは存不申候と申述候得は。百年成。二百年成。先に認めたる物はなきやと被仰候に付。無御座候。書ものは如何様とも書き可申候。しからは。御社を官幣に致し度候哉。社となれば内務省の持前なりと被仰ぬ。私は社に不足を申立候儀には無御座候。御陵墓之事。黑白すら分り候得は宜敷候。よしや御裁定に成たる逆も。何程の事かあると申義には無之と被仰候に付。夫は思の外の義に候。私は御裁定に相成候得は。幾分歟心配。又費も相懸り可申と奉存候。天朝において。御分り不相成。人民へ御尋に相成しものにあらずや。大功のあらせられし 命の義に付捨置がたく出府致候。先年御改之節。陵を掘て御改めなさるべくと申述たる所。今

目の檢分はほらずとも。責道具を以てすれば分ると仰られ候。如何御檢分に相成候哉。私は黒きものを白く被成下度との義には無御座候。何處までも白き者と心得居候。然るに白きものにあらず。黒きものとの御鑑有之候は。有形に被仰聞可被下と申述候得ば。凡人の墓には無之。證據となるべき書も無しには困ると被仰候に付。落意致しがたく。無功の皇族にても。今日御隠れに相成候得は。御神祭成。御佛祭成。相當の御祭典有之義と奉存候。往昔國造りの大功を御立なされし。命の御陵墓を御神躰として。拜殿のみを設置し。五十嵐御社と仰ぎ。延喜式内の御神にて。實地と口碑傳説符合致し居るを。書類なきために御裁定に不相成とは。如何なる譯に候哉。舊墓の時代ならば。不得止候へども。維新の今日に當り。歴然たる御陵墓。書類無きために。御見捨に相成と申は。誠に残念至極に候。私も老の身なれど。命は惜くあります。然れども。皇國に生れては。時やむとを得ません。私覺悟致しました。身を以て證據に相立ち申すべしと。憤激の餘り。只だ夢中に成り

て。伏し沈み居候處。稍ありて足立殿。今日は是にてよろし。追て沙汰すべしとて。式臺まで送り下され候。

三月六日。宮内省諸陵寮へ出候様。侍從殿より被仰聞候に付き。罷出候得は。足立殿是迄厚く詮議致し候得共。何歟書類無之候ては困候間。證に相成るべき口碑傳説。往古中古現今三枚の繪圖を製し。且つ舊領主へ照會し。書類有之候は。態々出頭には不及候間。諸陵寮へ宛郵送致候様。是迄の義は諸陵寮に書留置候。決して後戻りは不致と被仰聞候。國造りの大功の命の義に候間。黒白のわからぬ中は。歸國致し不申候。何れの道にも。御處分可被下候と。申立退り申候。

悴元平方より。今般宮内省諸陵寮より御陵墓傳説地と建標に相成候旨。細々申遣し候に付。諸陵助殿へ罷出伺候得は。特別之御詮議を以て。内務省の方へ打合せ。同省より地方官の方へ委托に相成。建標に相成候。諸費は皆宮内省より出て候義に候。先日も申通り。歸國の上調致し。繪圖面を添へ差出候

様。急を要し候義には無之。靜にても宜敷旨被仰聞候。侍從殿へ罷出候得は。特別之詮議に相成候義と被仰聞候に付。歸國の途に着き候事。

明治廿一年春中。皇族明鑑。皇統略圖。明治十八年開版桐箱入二冊中に。景行帝御宇に。皇

子 五十日足彦命を以て。越君となすと記載せる故に。右之次第小柳氏のもとへ申入ければ。十九年中東京出府致し候。概略調物有之候間。差繰參吳候様返事ありければ。夏中罷降り厚談判之上。細々取調上申す。別紙に委しければ略す。

明治二十一年冬。村松舊領主。奥田直弘公へ御建白之義御願申上候得ば。最初より盡力せし宮城老人と談判之上に致し度候間罷降候様。相頼可申旨被仰聞候に付。雪中大儀なから罷降候様申來りぬれば。陰曆十二月廿日出發。大雪を冒して降りぬ。雪のために遅々致したり。小柳氏村松町。丸一屋勇平方に四五日間待居れり。折節。奥田公御持病に付。丸一屋に一宿。大磯嶺。大雪を踏分。からうして加茂町泊にて。飯田に着。翌年二月初旬迄滞留す。御

持病御快氣に相成申候に付。廿二年二月初旬。奥田公へ兩人罷出。五六日滞在調いたし差上。鄭重の御取扱に相成。種々賜ものありいたゞき御暇を請。小柳氏にわかれ。馬下村まで送人被下ぬ。同所より小舟を雇ひ。岩谷まで登りやどりて歸りぬ。

明治廿二年春中。奥田公よりも知事公へあて建白被成下。宮内省へ上申に相成候に付。傳平四月中會津通り元島村へ立寄。東京へ出府し。宮内省諸陵頭川田剛殿を訪ひ。昨年中口碑傳説繪圖面相添へ筋を経て進達致し候。如何様之御詮議に相成候哉と伺ひ候得は。未だ書類不見候。四五日過訪ひ吳られ候様被仰聞候に付。四五日過相伺ひ候得ば。書類一見致し候。是迄は心配相懸け候。此上は此方において心配可致。乍然御歴代 天皇十三代御陵未定の箇所ありて。足立諸陵助二府三縣へ派出中也。不日歸京可致。御陵確定の上ならでは。親王家詮議には及ひがたし。此廉了解ありて歸國せらるべし。決而捨置儀にはあらずと被仰候に付。御歴代御陵定り候上には御裁定可被成下と。

厚く願ひ置ぬ。足立殿も歸京に相成りければ。御宅へ伺候得は長き事に候はゞ。他日面會すべしとの儀に付。諸陵頭殿へ上り委細に申立。近々歸國致候に付御暇乞旁罷出候旨申述候得ば。速に御逢被下候に付。御歴代御陵御確定之上には。厚く御詮議御裁定に相成候様相願ひ。歸國致候事。

神武天皇以降。御歴代山陵を明治十一年中拜みぬるに。未定の箇處拾四五箇處ありければ。いとうれたくおもひおりしに。追々御裁定になりぬと傳へ聞。明治二十三年夏しらべて。足立諸陵助殿に問侍りしに。いとねもころに書加へ。陵墓一覽表を添へて降し給ふ。長慶帝の外残る所なく定めぬれば。いとうれしく多年ひめもてる書畫幅の類販ぎ。旅費となし。同二十四年春出發す。其折しも 五十日足彦命。高倉宮能代若宮三皇子御陵墓考調携ひ。一冊は川田諸陵頭殿へ上申し御裁定を請。一冊は伊勢 宗廟に詣。社務所に就御裁定に相成候様御祈禱願ひぬ。猶神宮宮司鹿島則文殿を訪。三皇子の義是迄屢上申すと雖も。宮内省御詮議餘り遷引なり。此上は 皇大御神の御冥助を祈り

奉るより外なしと決心して参りぬ。私は七十二歳の老にしあれば。死すれば何れへ成共骨を埋むる覺悟なり。願意御聞届下されたしと懷中より紙を出し。皇子荒陵深草間。仰天俯地涙潜々。幸逢聖世何空老。到處神洲埋骨山。と書感示しひたすら願ひければ。速に承諾し給へり。懷より直に御陵墓考を出してあげぬ。山陵記一部を呈し。未定の山陵追々定めぬれば拜みたく。殊に小松宮殿下の題字を賜りぬれば。冥加至極の餘り。千里獨行築紫へ降り。神代山陵を拜み。歸途小松宮殿下に拜謁し御禮申上ぬ。山陵は此度にて三度に及びぬ。

宗廟は四度拜す旨申述ぬ。暇を告て宿へ戻りぬ。然るに神宮廳より出頭之儀申來りぬ。罷出候得ば。高年之義を厭はず。忠君愛國。至情を以て山河を跋渉し。御偉蹟を考證候等奇特に付。磁盃一個贈與す。明治二十四年三月廿七日神宮宮司鹿島則文。短冊に。

おいてなほたゆまぬ君の赤心は

神もうれしと守りますら舞 則文

はからざる面目をあらはしぬ。大和山城御裁定拾四箇處。山陵残る處なく拜み。歸りに近江辛崎松の傍なる寺田某にやどり。籠手田安定公の新潟縣知事に轉任の儀承りぬ。喜びの餘り。一翰認め満山紅葉の頃までには相伺ひ可申。また新潟縣下には三皇子の御陵墓安置都合に寄り御苦勞に相成申べく御舍相願ひ。歸國後十月中越後國へ降り。能代へ宿り。奥田公へ伺ひ。飯田へ至り。籠手田知事公三條巡回先へ。傳平一同罷出。伺ひ書類差上。委細之義は。縣廳に御控ありぬべし。篤と御覽に相成。猶實地へ御臨み。親敷御申立御裁定に相成候様願ひぬ。

明治二十二年春。長々滞在せし折に。君は 命の義に付ては多年一身を抛ち。辛苦し給ふ精心感に堪ぬ。相成べくは御陵墓最寄の地を見立置。神道祭になり死しても長く仕へ給へ。左候はゞ余も髻を切り埋めてともに仕へまつらん。篤と分別せらるべしと言置ぬ。其後の消息に姉に談じぬるに。先祖以來佛祭

にてありしを。神道祭は先祖へ對し不都合なるべしとなれば。此儀は思ひ止るべしといひおゝされぬれば。面上の節御はなし申べしと申述置ぬ。同二十四年十月十日過に。能代より二平愛人氏に送られ來りぬ。依て旨趣たづねまゐらせしに。いまだ家内へは申聞ず候得ども。神道にも僻あり。佛道にも僻ある故に。一心の覺悟は埋まる場所を見立置たり。石郭にては侈りになれば。藍瓶を不日埋め置。死候はゞ屍を夫へ納れ候やう致すべし。萬一出先にて死候はゞ。鹽漬に致し持返り其儘瓶へ入れ可申。右之費額は兼て用意致し居候。祭りの義は戸主心次第にすべし。石塔は小柳傳平橘茂精と山田到處翁にかきもらひ置たり。折を以て家内へ遺言致す心底に御座候との答へなれば。精心の程感し入りぬ。夫に付存寄あり。屍は腐りて土に歸すものなれば。存生中に髻を截て埋め魂を封しこめ。玉に鏡を添て埋めなは。小瓶一つにて足りぬべし。いかゞあらんと申ければ。右にてよろしきものに候はゞ。手輕にて後世へ厄介残らずよからんと戸主民藏氏も喜び。速に談判整ひ。兄弟の義を結

び仕ひ奉る事になりぬ。費は小柳持べしとて。三條町なる石工に託して建る事を約し。場所は先に見立置れし所なり。本年又々降り來りぬ。互に志操かはらず。精神一到何事か不成。いのちある中に御裁定にならざれば。假令死しても千載に仕へ奉る中には。命の御冥助。天の祐けもなくてやまめやと。互に契ひ。祠掌石澤石丸ぬしにより。事の由をつばらに。命に奏聞を願ひ警塚を祭る事とはなりぬ。

明治二十五年五月十五日

小柳 傳 平 橘 茂 精

六十一歳

宮城 三 平 平 盛 至

七十三歳

舞づるの千代につかへむあらみ魂

警塚のもとにとめて

盛 至

小著ノ由來自序

夫レ小人ハ。言。巧ニシテ其行ヒナク。文。繁ニシテ其用ナク。學。華ニシテ其實ナシ。大人ナルモノハ。之ニ反シ。言必ズ行ト合シ。其言人心ヲ服スルニ足ル。文必ズ用有リ。其文千載ニ傳フルニ足レリ。學必ズ實ヲ主トス。故ニ其學世道ヲ益スル也。今我國ノ現状ニ就テ。考一考スルニ。世人果シテ克ク。後者ノ仕業ヲナシツ、アルカ。多クハ只其言辭ヲ弄シ。其才學ニ誇リ。以テ己ノ心術ヲ假裝スレドモ。之ガ難局ヲ處スルニ際シテハ。首鼠兩端。只管己ノ責任ヲ逃ル、ヲ維レ事トナス。其政術ヲ施ス者モ。朝改暮變。遠大ノ方針ナク。忠厚ノ信念ナシ。是ヲ以テ。民心ハ日

ヲ逐テ怨嗟離畔セリ。其教育ノ如キモ。紛雜ニ失シ卑近ニ失シ。徒ラニ浮華驕奢ノ風ヲ養成スルニ過ギズ。更ニ善政文化ノ觀ルベキ者ナシ。語ニ曰ク。「小人ヲシテ國家ヲ爲メシムレバ。舊害並ビ至ル。善者アリト雖モ。亦之ヲ如何トモスル無シ。」ト。眞ニ痛歎長太息ノ至リニアラズヤ。論者或ハ曰ン。子ノ杞憂是ナルガ如シ。然レドモ我國泰西ト交通以來。世人ノ思想界ニ。新舊ノ調和ヲ欠クガ故ニ此弊アリ。何爲ゾ獨リ當路者ノミニ歸スベケン乎。答ヘテ曰ク。凡事物ノ調和ヲ欠クハ。其ノ偏スル所僻スル所アルニ因ツテナリ。苟モ其中和ヲ得ルニ於テハ。焉ンゾ調和セザルノ理アラン。人ノ其ノ好ム所ニ僻シテ。之ニ溺ル、ハ。己ガ營利ヲ逞ウ

センガ爲メナリ。其ノ學フ所ニ偏シテ。之ヲ惡ムハ。己ガ名聲ヲ街ハシガ爲メナリ。此輩ヲシテ。之ガ調和ノ任ニ當ラシム。誰レカ其愚ヲ笑ハザルモノアランヤ。然リ。我當路者ハ。實ニ其ノ好ム所ニ僻シ其ノ學フ所ニ偏シテ。上ハ 聖主ノ宸襟ヲ煩ハシ奉リ。下民生ヲシテ多艱ノ極ニ至ランムルモノナリ。」

余。蒲柳ノ質。淺薄ノ學。而カモ積年憂慮スル所アリ。竊カニ人道原論一卷ヲ著シ。謹デ之ヲ闕下ニ上リ。辱クモ 乙夜ノ覽ニ供スルコトヲ得タリ。布衣ノ面目何ンゾ是レニ過ギン。死シテ餘榮アリト謂フベシ。今ヤ東洋ノ風雲。益々多事。軍國ノ政。教化ノ方。實ニ帝國ノ安危ニ關ス。憂世ノ士。正ニ當ニ粉骨碎身。節

ヲ効スベキノ秋ナリ。是レ余ガ斯篇ヲ著シ。人道篇ト共ニ之ヲ刊行シ。以テ識者ノ高見卓說ヲ仰ギ。併セテ我當路諸公ノ參覽ニ供スル所以也。」

時ニ明治辛丑五月

小柳 一藏 謹序

人道篇成庚子年。豈期蒲柳此身全。寒冬靈夢心魂徹。

感涙沾襟 神廟前。

蒲柳豈期三十年。平生志在九州全。著書業就明治世。

血淚和編奉 御前。

小著の由來

抑も不肖が此の目的の發芽しましたのは。今を去ること二十年前。即ち私の十二歳の時。家内相談の上。私を長岡藩の侍講山田先生の寓舎へ。勤學の爲に遣はされました。併し其時私の心に第一に感じましたのは。私の叔父安井翁が。祖父に輿地誌略を買はせまして。之を餘暇に讀せむ爲に送られたのであります。其れを讀みて私の童心に映じたる者は。天體でなく地理でなく。他の國民の文明と。及び物産の澤山などでありました。其れ故に私は我國も斯様に成れば善いと感じました。其の次に感じましたのは。先生が高弟へ囁す所を聞きますに。孔子は聖人である。君の爲め善く國を治むる道を教へられたと云ふことであります。其れ故に私の考へに。先生などは孔子の書物を善く知りて居らるゝから。世人が先生々と崇めるのである。さすれば私も是より勉強して。孔子のやうに君と臣に善く國を治むることを教へたいものだと思へました。是れて私は國を克くするものは。極めて善き者だと云ふこ

とが分かりました。而して國を克くするには。孔子のやうにならねば出来ないと考へました故。其れから毎日書物を習ふこと讀むこと。及び之を考へることが段々好きになりました。然るに私の不幸なることは。學成らざるに。十三歳の冬母が大病に罹りまして。私を引取られました。其節私が性來身體虚弱でありますから。祖父が私の母の爲に迎へ來りしお醫者に。私の身體を診察させました。するとお醫者さんの言には。此の童子に學問をさせると。必ず中年ならずして死にます。併し學問をさせずとも。斯の童子は勸善懲惡位は自然と分かるものなりと申されました。そこで學問することを堅く禁じられました故。私の童心に。前の孔子のやうになりたいと心がけし所へ。學問を禁じられたのは。私の身に取り餘程残念に思ひましたから。大に泣きました。其れを寢てゐられたる母が聞きまして。私を召び寄せ大に叱りました。其後母は最早此世にゐるとが出来ぬと覺悟されたので。私を枕邊に召びて。祖父母と養父の命せを聞て。善き子になれと遺言されて。其れから七日目に

亡くなられました。今に此時を回想すると。私は涙か出で、堪へかねます。然れども私は祖父の命令と。亡母の遺言とを用ひかねました。何せと云ひますれば。山田先生常に私に申さるゝには。おまへは身體虚弱なれども。養生さへすれば健全になるものなり。我も幼少の時は。虚弱なりしが。養生なしたる故に。今は壯健になりたりと。實に先生當時齡六十を越えて。尙ほ強壯なること壯夫も及びませむとは。私の童心にも分りましたから。私は養生をすれば壯健にならるゝなり。さすれば書物を讀みても死ぬることはあるまいと考へました。其れ故に祖父や家内の目を忍びて。獨學で書を讀みました。併し屢々見付られて強く叱られましたこともありたれど。其れにも係らず書を見ました。而して私の年齢を重ねるに隨て。身體も壯健になりましたから。祖父も遂に私の意に任せてくれました故。自在に書を讀むことが出来ました。而して偶然のことから。一時私は理化學に耽りしことがありました。すると私の養父は叱つて申さるゝには。汝の學ぶ所は人に使役さるゝ學問なり。宜

しく歴史や論文を見て。人を使ふ所の學問をすべしと云はれました。此事は私の心に深く銘じました故。其れより養父の求め置かれたる歐米大家所見集。及び文明論の概略を見ました。此等の書を読み感ずると共に。或は洋學に國を至善ならしむる所の道義があるかと考へました。其れ故に是れから手當り次第に西洋の譯本を読み。傍らリーダー類を初めとして。ハーレーの萬國史と。スイントンの萬國史半分程獨學しました。尤も譯本は斯邊鎖スベレンを主として見ました。さる間に不幸なるかな私の養父は亡くなられました。意外にも自ら家政を取るとになりました。其時東京より小林某なる人。神代復古の件に就て私を訪ひました。そこで同氏の説を聞き。今までは幾分か洋學に心酔せしとを悟り。斷然洋學を廢し專心漢籍を手當り次第に讀みました。而して段々書を読むに隨て。孔子も亦感心しませぬ所があります故に。猶洋學を始めましたれども。やはり感心致しませぬから。爰に至つて孔孟や西哲の道義中より粹を撰擇し。我國に行はるべき道義の法則を發見せんとの志を起しま

した。其の時は私の二十六歳の時でありました。其の時私の名を一藏と改めて。之れを發見することを祖先亡父母に誓ひました。すると或る冬の夜。夢か現か私の枕前に。亡實父の聲にて。汝は我を背負ふて。大廟へ詣うて、願を果すべしと。の給ふと思へば直ちに夢は覺めたり。そこで私は不審に堪へず。熟考しましたれば。思ひ當りたることがありました。其れは外ではありませぬ。去る十年前私の家へ長く使ひたる老僕が。或日來り云ふには此間の霖雨にて。御家の墓に穴が出来て。壺の蓋がわれて白骨見えたり。是は必ず庄屋より當家へ參られし御方の骨壺ならむ。何となれば當家は。火葬したるは此方のみなりと。之を私が聞きました。すると眞に父を見るが如き心が生じました。尤も私の實父は二十一歳の時。三歳なる私を遺して亡くなられたのであります。其れでありますから。翌日墓へ參りて見ましたれば。案の如く穴の中に壺と白骨が見えましたから私は泣きました。而して土を覆ひ之を埋めて。凡そ一町程歸りましたれども。餘り残り惜しく思ひて。復立歸り白

骨を一片掘出して。之を持ち歸りました。而して之を桐の小さき箱に入れて置きましたるに。其の後置所を忘まして心配したる夕。眠らずして寢室の小篋箱を悉く捜しましたれども。見當りませぬ。因て又土藏へ行き。諸帳記箱や書籍箱等を悉く捜がしましたれども。尙ほ見へませぬ故に。復小篋箱を捜がしますると。私の御守袋に目が着き。之を開き見たるに。錦の小切に包まりて彼の白骨がありましたので。實に嬉しく思ひました。扱私は少年より。屢々家内や知己の人に。亡父のことを聞きました。其内に或る人の言に。汝の父は死するに臨み餘程汝の行く末を案じたりと。此事が私の心に浮びまして。つくづくと考へてみれば。父は私の身の上に就きて。大廟へ心願を掛けられしことのありならむと思ひました。そこで涙が出て堪へられませぬむだ故に。直ちに。大廟へ参拜する心になりて。此の趣を祖父家内に談じて。同月獨り積雪をも懼れず。右の白骨を背負ふて。大廟へ参拜をしました。其れより。神武帝の陵へ参拜して。神戸へ出て、楠公の墓をも拜しました。す

ると碑文に忠孝云々より。國士無双と云ふ語に至つて。私の心臓が大いに鼓動しました。何ぜと云ひますれば。楠公は君の爲め忠を盡し。以て後世人臣の模範たり。我若し我國を至善ならしむる所の道義を發見し。以て上は。宸襟を安むじ奉り。下は國民の心を定むるに於ては。祖先父母への孝は勿論。我が満足は此上なしと。非常に發憤しました。是れから我が年來の素志は。一層強固になりました。而して此後は。性來山水の風景が好きでありますから。時々之を兼ね。獨り小高き丘に登り。哲理上に心を潜めました。此の舉動に就ては。人に怪まれしこともありましたが。而して昨年偶然の考から。我が國體上に心當りが着きまして。之を考ふれば考ふる程。私の心に思ひ當りました故に。我國を至善ならしむる所の道義は。最早此の外なしと思ひました。併しながら又考ふるには。帝都は文物の淵藪なれば。或は善き書籍などもあらむ。其他此の目的に便宜の事もあらむかと心着き。突然病にかこつけて同年冬上京致し。凡そ二ヶ月ばかり滞在しましたれと。差^サたる物も見當

らず。空しく歸りました。そこで私の前に考へ當りしことは益々堅く信じました。其れ故に今度は心を決して。恐れ多くも此事を 至尊に上奏せむと欲し。本年夏又病にかこつけて卒然上京しました。尤も上奏の出来ぬ事は。此間私の友人が立憲政躰となりて。個人としての上奏は。恐れ多き事なるべし。子は尙ほ十年前の夢を見て居られると笑はれました。然れども私は其節眞に上奏と決して居りました。其れ故に上奏案を認めた處で。つらく之を考へ見ますに。此事は重大事件なり。若し事誤るに於ては。一身を犠牲に供する覺悟がなければならぬ。さすれば此の事實を家内親屬へ通知する方よろしからむと思ひ。左の書面の意にて。

小生今回の件は。年來の素志なれば。今更止め難く。併し我が至誠は。神明の照臨し給ふ所なれば。決して御心配被下間敷。若し此事に就き。親屬知己など御遣はし成されては。其れがため公情と私情との争ひにて。或は心の狂はむやうの事も計り難し云々。

右國元へ申送りしました。さうして此舉行ウチノコトに就て考へますと。先づ宮内大臣へ呈出すべし。然るに若し却下に相成る節は如何ん。然る時は己むを得ず。恐れ多くも 鹵簿を犯し奉り。自ら上奏するの外に策はなしと。茲に至り事若し一步を誤るに於ては。死は無論。我が死後に老年の祖父母。幼弱の妻子の將來は如何あらむと思ひて。人知れず涙に咽びました。併しながら史上より勤王愛國の士を回想しますれば。君の爲め國の爲め。父母妻子を捨てたる者は。何程もあります故に。私は上奏に心を決しました。而して種々此の手續を考ふる最中。不圖彼の古來より眞理發見者の履歴を一考しました。すると此等の人の説は。多く其人の死後漸く世人に知らるゝ様であります。之を思ふと私は復た考へますには。若し御採用もなく只犬死するに於ては。是れ策の得たる者にあらず。寧ろ時を待つのは却りて良策なりと考へなをしました故に。遺憾なれども上奏を止めたる趣。家内へ通知しましたるに。其の書面が届かざる前に。國元から某が態々私を迎へに來りました故。某と同道にて

歸村しました。されども私の素志は毫も止みませぬ。如何してか我素志を貫徹せむと焦心中。是れは當縣の知事に計る方善策ならむと思ひ着。直ちに出港して。同閣下の官房を訪ひ。此趣を縷々開陳しました。すると知事の命せでは此事は當局者即ち大臣へ建白するが順序なり。而して子は感情の強き人なれば。餘り熱心の爲めに。或は仕損じあらむも計り難し。宜しく風月詩文に精神氣力を養ひて。然る後建白なり。何なりとも爲す方が宜しからむと。懇々説諭されましたけれども。私は我が國人は優等人種なれば。私の説を必ず了解するであろうと自信して居りますから。之れを又私の學友なる某に計りました。すると某大に笑ひて。子は讀書のみを事とし。政事には絶對的迂濶なり。此等は直ぐ文部大臣に建白すべし。何の猶豫する事かあらむと云ひました故。茲に私は心を一決しまして。今度は家内と相談の上。又々上京した次第であります。さて國を出る時に。今町山宮氏が。注意せられました事は。東京に上りたらば。川合氏を訪問して。是非御相談するがよい。氏は國

家に忠誠な士であるから。必ず氣着きを云ふて下さるであろうと申されました。そこで十一月九日に氏の寓居を叩き。名刺を通じて初めて面會しました。上來の事を打解けて相談しました處が。氏の申されますには。足下は餘程今日の事情に疎い人である。上奏の事は無位無官の身の固より爲らるゝ事では無いが。よしや取次を待ちて萬一上奏したりとしても。足下の意見が實地に行はるゝ事は思ひも寄らぬ事である。なぜと云ふに。教育の聖勅の如きは。恐れながら。陛下が今日の有様に痛く。官襟を惱まさせられ。文部大臣を召させられて。直々御下渡しなされた。最も恐れ多い御勅語であるが。それすら實際に行はれて居らぬではないか。然らば文部大臣に建白したらばどうであらうかと云ふに。建白の場所はズツと通り過ぎて。直に足下を文部大臣にしたとして見ても。己が意見を實地に行ふ事は。是亦出來ぬ譯がある。其譯は教育にもせよ政治にもせよ。其の方針を一變する事は。内閣諸大臣の協議が纏らねば決して出來ぬ。譬へは今諸省の方針は。悉く西に向つて居るに。

獨り文部省の方針のみを。東に向けやうと云ふ事は。協議が纏らう筈は無い。萬一各大臣の協議が纏つたものとして見ても。之を法律として實地に施す事は帝國議會に向ふて。貴衆兩院の賛成を経ねばならぬ。然らば今度は足下を貴衆兩院の議長として見たら其意見が行はるゝかと云ふに。議長と云ふ者は。唯議事の進行決議を世話するまでの職掌であつて。満場の議員を己が意見に従はせる事は。決して出来ぬものである。そこで足下の建白は。いかなる名論であるかは知らねども。之を上奏し之を建白して。直に世に行ふ事の出来ぬは云ふまでも無く。足下を直に總理大臣にしても。各省大臣にしても。貴衆兩院の議長にしても。議員にしても。その意見が今の實地に行はるゝ事の出来ぬ譯は。只今申した通りであるが。知らず足下は此間に處して。如何なる智恵を廻らし。如何なる腕力を奮つて。此國家を克くする事をせらるゝぞと問ひ詰められました時に。私は一言の答へも出ぬやうに。行詰つて仕舞ひました。此時氏從容として。私が爲に説いて申さるゝやうは。苟も事を天

下に爲さうと思ふ者は。何はさて置き。先づ今の天下はいかなる天下であるかと云ふ事を。第一着に講究せねばならぬ。是れ船を乗り出さうとすれば。其の前廉に海を測量せねばならぬと同じ道理である。そこで今の天下は何物の天下であるかと云ふに。君主專制の天下では無い。宰相大臣の天下でも無い。貴衆兩院の天下でも無い。實は輿論の天下である。なぜと云ふに。天下の輿論に背いた事は。衆議院も議する事は出来ぬ。貴族院も決する事は出来ぬ。又内閣と雖も。輿論に背いた政事を實行する事は決して出来ぬ。帝國議會は。即ち我が 聖上陛下が輿論を御聽き遊ばされたい爲に。御開きなされた機關である。さうして見ると。今日我が意見を實地に行ひ。實際に施さうとするには。輿論を喚起するより大事大切な事は無い。上奏も建白も。實に何の物かはである。さて天下の相場かさう極つて見ると。其次には輿論を喚起するには。身を如何なる地位に置くが一番便利であるか。と云ふ事を講究せねばならぬ。先づ大臣の位と云ふ者は。國務を取扱ふ處であつて。輿論を

喚起するの地位では無い。貴衆兩院の議長と云ふものは。議事を取纏める役であつて。輿論を喚起するの地位では無い。知事郡長の位は。一地方の牧民の職であつて。天下の輿論を喚起するの地位では無い。然らばいかなる地位が最第一の處であるかと云ふに。即ち筆を提げて文壇に立ち。策を杖て天下を跋渉するお互の地位が。輿論を喚起するには最上等最幅強の處である。なぜと云ふに。之を外にしては國民の智識が漸く進みて。物の正邪を見分ける目や。事の是非を聞き分ける耳やを。各自に一個半個を持合せて居る世の中であるに。之を内にしては言論の自由と著述の自由とを許されて。いかなる事理を書き立て。如何なる處へ運び遣るも。いかなる處へ飛び歩行いて。いかなる議論を唱へ廻るも。勝手次第であるからである。要を採つて云はゞ。今の世の中は。即ちお互の世の中で。お互は即ち宰相大臣よりも。議長議員よりも。一層便宜の地に立つて居るものである。然るに天下を意の如く克くする事の出来ぬは。即ちお互が非力不徳の然らしむる所であるから。須く取

つて返へして。我身の不才能を責むるがよい。外に向つて世を怨み時を恨むは大いなる心得違である。況て人に逼り人に繼つて。建議の建白のと云ふが如きは。最も野暮の頂上である。足下も宜しく眼界を豁開して。今日の形勢を見徹し。從來の方針を一變して。忠愛の精神を他に運用せらるゝがよい。果してそこに氣付いて。其の方針を取らるゝならば。茲に一つ御傳授申す事がある。それは他の事では無い。輿論を天下に喚起するの秘訣である。凡そ世界中の人は。本心と云ふ心と。私心と云ふ心と。二つ宛持つて居るものであることは。一寸我身を省ると直に分かる。本心の主は。世の爲め人の爲めになる事は。必ず爲べしと指揮すれば。私心の奴は。それは大義だ面倒だと云ふ。又私心めは。私の利益私の愉快になる事は。人の不利益不愉快になる事でも。必ず仕たいと云ふと。本心はそれはせぬがよいと云ふて。時としては此の二つの心が。腹の中で喧嘩をすることがある。是れが凡夫の人と云ふ人は。誰れも彼れも。本心私心の二つを持合せて居る證據である。さて其の

本心と云ふものは。上は神佛聖賢より。下は匹夫匹婦まで。全く一枚のもので。少しも替つた事は無い。書經に天の視るは我が民の視るにより。天の聽くは我が民の聽くによると云ふ本文のあるは。即ち此の本心の。天人一枚なる事を證明して。戒め置かれた金言である。又今一つの私心と云ふものは。全く之と反對で。十人が十腹。百人が百色であるから。千百萬人は。即ち千百萬の心を持つて居る。書經に紂王が億萬の臣は。皆億萬の心と云つたは。此の私心の各種各別なる事を證據立つた金言である。そこで輿論を喚起するには。どちらの心が必用であるかと云ふに。即ち其の上には一分一厘の私心を挾まらず。本心の主を其儘押開いて。天下の人の本心に直附けに訴へねばならぬ。さうすると其の本心は。智者も愚者も。敵も味方も。一分一厘違はざるのみならず。今申す通り。神佛聖賢も全く一枚のものであるから。天地に感通する程の輿論を喚起して。君を翼け國を濟ふことは。必定極つた事である。唯其功の淺深如何は。此の本心の發揮如何に由つて定まる事である。以上は吾

等お互が。天下國家に盡くすべき一大本分の處である。此處一步を誤る時は。却て己が私心を叫び回つて。天下の人の私心私情に訴へると云ふ。今の輕浮の徒が遣る様な仕方に陥つて。雪上に霜を加へ。亂上に亂を重ねて。彌々國家を支離滅裂の只中に押込む事になる。そこで此處が國家治亂の分かれ道であるから。お互が痛く反省せねばならぬ處であると。懇々説諭せられました。そこで私も其の説諭に本づいて。以前の志を翻へし。之を著述言論の自由に托して。豫ての本心を諸君の本心に訴へる事に致しました。是れが小著即ち人道原論の由來であります。

天地の道を誠としりぬれば

誓ひしことのいかでたわまむ

附 篇 樂々小詩

樂々園

綠樹如煙罩小園。依稀遙望白雲村。春風一夜吹山雨。
花片池頭留漲痕。

其二

日永園亭靜。階前掃得清。松風傳社鼓。蘿月照書棚。
白水生禪味。青山遺世情。百年自然樂。孰復比吾生。

其三

園林雨霽景光佳。乘興徘徊白石涯。遙望幽溪深霧掩。
時看清沼落花埋。垂々弱柳遮書屋。鬱々喬松擁社階。
這裏休言人爵貴。脫來塵熱入詩懷。

其四

樂々園中白日閑。悠然來步老杉間。橫雲橋下遊魚躍。

嘯月樓頭宿鳥還。 澗石泉流清可掬。 遶厓苔徑滑難攀。
 仰思千載神功遍。 獨伏祠前涕淚潸。

十 勝 橫雲橋

日暮烟村靜。 泉流洗石根。 橋頭人影少。 蟲語草間喧。

銀龍瀑

朝來春雨霽。 一徑曳筇行。 厓上懸飛瀑。 淙々寒玉鳴。

自在亭

幽閑無客到。 微雨掩柴門。 鶯語呼殘夢。 飛花滿小園。

松琴坡

秋老山容瘦。 霜深楓葉紅。 金風蕭瑟裏。 歸雁沒遙空。

受益沼

西林夕日斜。 東嶺帶殘霞。 細々風漪皺。 遊魚暖落花。

嘯月樓

萬里片雲絕。 一天風露清。 登樓獨長嘯。 山月引欄明。

鳳翔岡

氣暖幽芳發。 春和異草生。 煙霞埋晚徑。 粉蝶逐風輕。

吟瓢池

神廟對西園。 深林石徑昏。 吟瓢池水穩。 時見暮鴉翻。

仰景山

江村十里清。 一帶白砂平。 目斷西南際。 林巒返照明。

芳草徑

徑斜人迹少。 花塢老松蒼。 厓上兩三屋。 泉清澗草香。

明治三十四年五月廿五日印刷
明治三十四年五月廿八日發行
明治三十四年六月廿七日增補再版印刷
明治三十四年六月三十日全發行

正價金拾錢



著者兼
發行者

新潟縣南蒲原郡前谷村
大字飯田二十七番地

小柳 一藏

印刷者

東京市牛込區市夕谷
加賀町一丁目二十番地

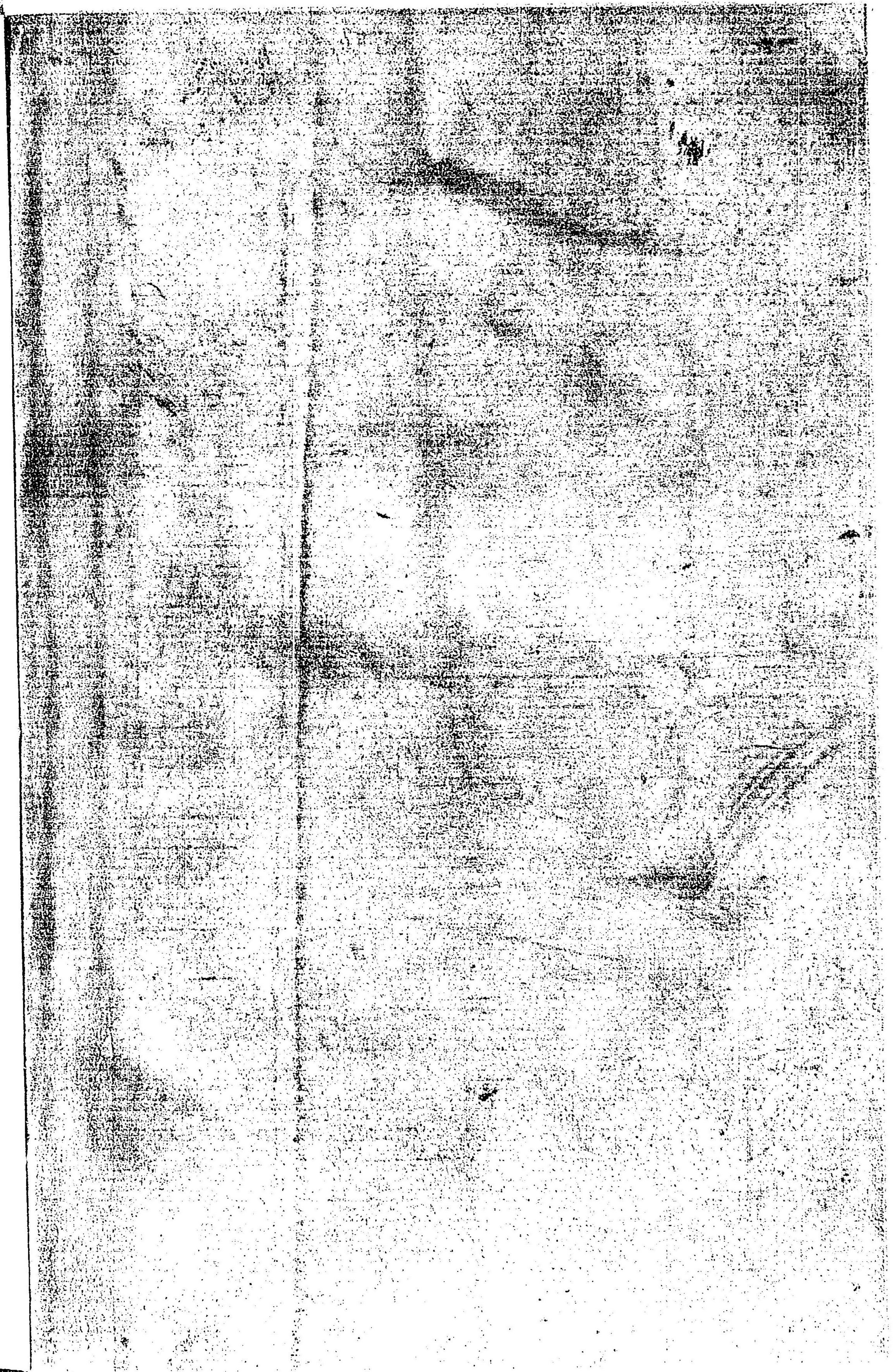
島 保藏

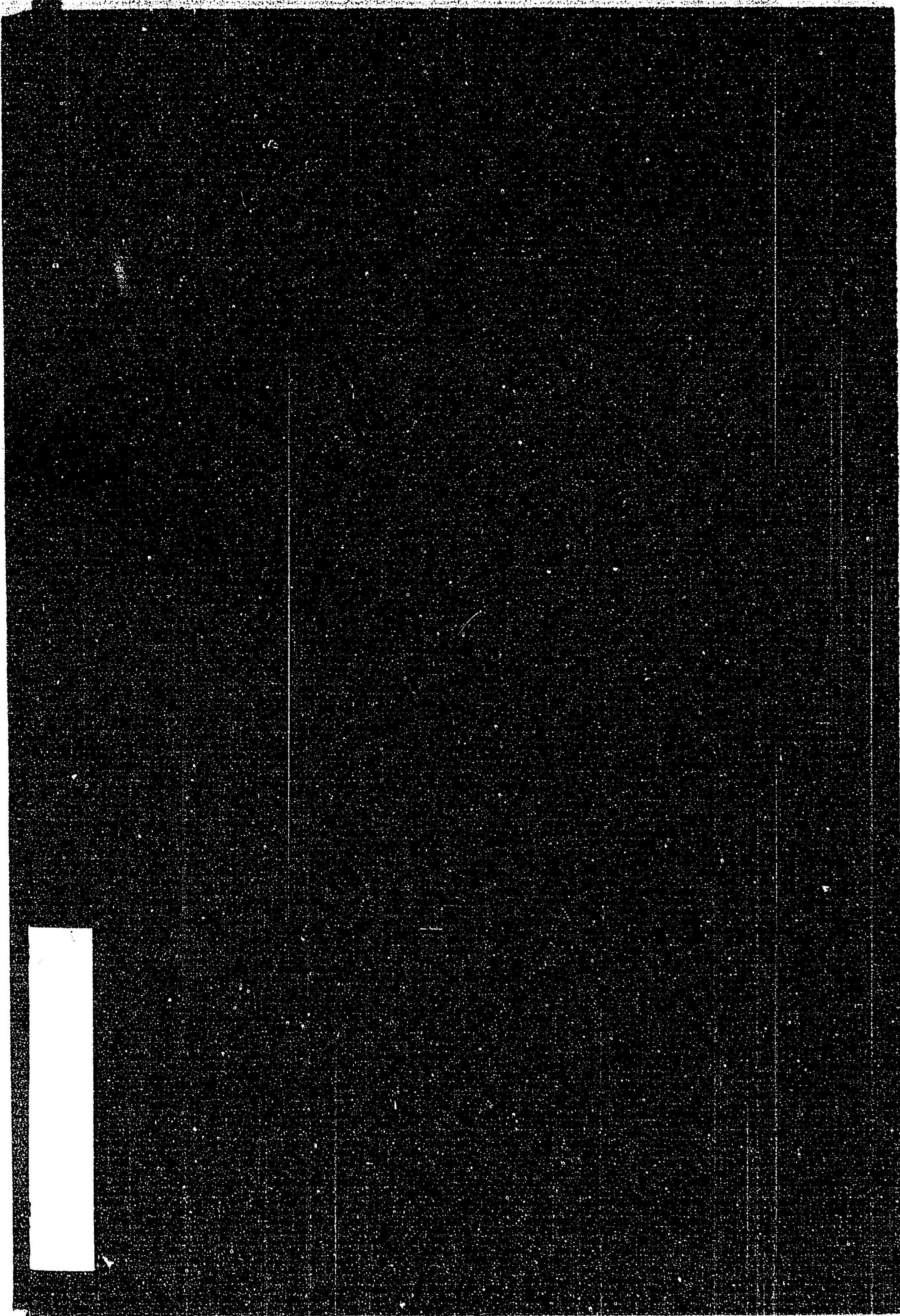
印刷所

東京市牛込區市夕谷
加賀町一丁目十二番地
株式會社 秀英舎第一工場
新潟縣南蒲原郡前谷村
大字飯田二十七番地

發行所

瑞柳書院





特45

757

布衣のまこと

国立国会図書館

039711-000-8

特45-757

布衣のまこと

小柳 一蔵 / 著

M34.6

BDA-0301

